

「事業承継」「M&A」「事業再編」 をご検討の経営者の方へ

地域の経済や雇用を担う中小企業・小規模事業者は非常に重要な存在です。
しかし2025年までに、平均引退年齢である70歳を超える中小企業の経営者は
約245万人となり、そのうち約半数の127万(日本企業全体の約3割)が
後継者未定となっています。



令和3年度当初予算／事業承継・引継ぎ補助金とは？

事業承継やM&Aを契機とした経営革新等への挑戦や、
M&Aによる経営資源の引継ぎを行おうとする中小企業者等を後押しすることを目的とした補助事業です。
本補助金は、事業承継・引継ぎ補助金《経営革新》と《専門家活用》の
2種類の補助金から構成されています。

《経営革新》

【I型】経営者交代型

1. 事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
3. 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等創業を契機として、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者であること。



【II型】M&A型

1. 事業再編・事業統合等を契機として、経営革新等に取り組む者であること。
2. 産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者により特定創業支援事業を受ける者等、一定の実績や知識等を有している者であること。
3. 地域の雇用をはじめ、地域経済全般を牽引する事業等の事業承継を契機として、経営革新等に取り組む者であること。



《専門家活用》

【I型】買い手支援型



事業再編・事業統合等に伴う経営資源の引継ぎを行う予定の中小企業者等であり、以下のすべての要件を満たすこと

- 事業統合等に伴い経営資源を譲り受けた後にシナジーを活かした経営革新等を行うことが見込まれること。
- 事業統合等に伴い経営資源を譲り受けた後に、地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業を行うことが見込まれること。

【II型】売り手支援型

事業統合等に伴い自社が有する経営資源を譲り渡す予定の中小企業者等であり以下の要件をみたすこと

- 地域の雇用をはじめ、地域経済全体を牽引する事業等を行っており、事業再編・事業統合により、これらが第三者により継続されることが見込まれること。



● 補助上限額・補助率・報酬

《経営革新》【I型】経営者交代型、【II型】M&A型

類型	補助率	補助下限額	補助上限額		報酬
				上乗せ額（廃業費）	
経営者交代型 (I型)	補助対象経費の 2分の1以内	100万円	250万円以内	+200万円以内	報酬 着手金5万円 採択成功報酬 10～20%
M&A型 (II型)			500万円以内		

《専門家活用》【I型】買い手支援型、【II型】売り手交代型

類型	補助率	補助下限額	補助上限額		報酬
				上乗せ額（廃業費）	
買い手支援型 (I型)	補助対象経費の 2分の1以内	50万円	250万円以内	+200万円以内	報酬 着手金5万円 採択成功報酬 20万円
売り手支援型 (II型)					

補助対象経費

タイプ	補助対象経費の区分
買い手支援型 (I型)	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料
売り手支援型 (II型)	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料、(廃業費用)廃業登記費、在庫処分費、解体費、原状回復費

● 補助金交付までの流れ



公募期間: 2021年9月30日(木)～2021年10月26日(火) 18:00まで

**「申請手続きが複雑そう...」「手間がかかるのでは...」という心配はいりません。
申請書作成から実績報告まで、ワンストップでサポート致します!**

↓↓↓ 詳しい内容のお問い合わせはこちらまで ↓↓↓

